



## 安心スポーツクラブ ジェイ・スクエア規約 <利用規約>

安心スポーツクラブジェイ・スクエア（以下、本クラブといたします）利用に際しまして、皆様が快適にご利用いただくために、下記の事項を厳守されますよう、お願い申し上げます。また、本クラブが、健康づくりと憩いの場として常に清潔で楽しい雰囲気を保ち続けられますよう、ご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

第1条 本クラブをご利用できるのは医師から運動を禁じられていない方とします。尚、中学生未満の方はご入会いただけません。また、18歳未満の方は保護者様のご署名が必要となります。

第2条 本クラブの休館日は、毎週木曜日・月末最終日・GW・お盆・年末年始となります。また、特別点検・修繕等の場合の臨時休館、天変地異等、その他やむを得ない事情により休館となる場合がございます。

第3条 本クラブは現金、貴重品類のお預かりが一切できません。館内における盗難・傷害等が発生した場合の責任は一切負いません。また、本クラブの駐車場内における盗難・事故等も責任を負いかねます。

第4条 本クラブでは下記の事項を禁止いたします。

1. 本クラブの施設利用者、本クラブのスタッフ、インストラクター等を誹謗・中傷する行為
2. 本クラブの施設利用者または本クラブのスタッフ、インストラクター等に対する以下の迷惑行為  
(ア)殴打、身体を強く押す、強く掴む等の暴力行為  
(イ)物を投げる、壊す、叩く等の危険行為  
(ウ)奇声をあげる、大声で怒鳴る、行く手を阻む等の威嚇行為  
(エ)待ち伏せ、尾行、個人的交友の強要等のストーカー行為  
(オ)正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で拘束する行為
3. 本クラブの施設内または本クラブの施設周辺において、盗撮、盗聴、痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令または公序良俗に反する行為
4. 本クラブの施設等を故意に長時間独占する行為
5. 本クラブの施設等を破壊、損傷、乱暴に扱う等の行為
6. 本クラブの器具、その他の備品の持ち出し行為
7. 本クラブの許可なしにインターネット上で本クラブを誹謗中傷する情報を公開する行為
8. 所定の場所以外での飲食
9. 施設敷地内での喫煙
10. 酒気を帯びてのトレーニング
11. 外傷、皮膚疾患、伝染病を有する方のご利用
12. 反社会的勢力（暴力団、暴力団関係企業、政治活動標ぼうゴロ及び組織的犯罪集団等並びにこれらの構成員等の反社会的勢力等を指す）のご利用



13. 危険物及びペットの持ち込み
14. 賭博行為、勧誘、セールス行為、及びそれに類する行為で、他の施設利用者に迷惑を及ぼす行為
15. 施設内での利用者間における物品の譲渡行為
16. 無許可の写真・ビデオ撮影、録音等
17. 無許可のアンケート協力等の依頼行為
18. 施設内に落書きや造作をする行為
19. 器具を床に落とすなど、故意に音を立てるまたは振動を与える行為
20. その他営業妨害とみなされる行為

第5条 本クラブ内及び施設敷地内で、本クラブの承認のない物販、商業行為、印刷物、チラシ等の配布行為、特定の宗教・政治的宣伝行為は固くお断りいたします。

第6条 ロッカールームのご利用の際は、以下の事項にご留意ください。

1. 衣類・履物・バッグ類等はロッカーにて保管し、他の場所に放置なさらぬようご注意ください。
2. ベンチは施設利用者全員で共用するものです。他の施設利用者にご迷惑にならないようご利用ください。
3. ロッカールーム内で、他の施設利用者のご迷惑になる携帯ラジオ、携帯電話のご使用はご遠慮ください。
4. ロッカールーム内で不審なものがあつた場合は、本クラブのスタッフにお申しつけください。
5. ゴミや小物廃棄物は、所定のゴミ箱にお捨ててください。
6. ロッカールームの照明・空調等の設備の操作はご遠慮ください。不都合がある場合、本クラブのスタッフにお申しつけください。
7. ロッカーの中に危険物、ペット、生鮮食料品類、騒音や臭いのする物等を収納することは、固くお断りいたします。
8. シャツ、タオル類を汗その他で濡れたまま放置しないようご注意ください。
9. 化粧台は、施設利用者全員で共用するものです。清潔にご利用ください。
10. 化粧台のドライヤー、ティッシュ類は清潔にご利用ください。
11. ロッカールーム内でご気分が悪くなつた場合、ただちに本クラブのスタッフにご連絡ください。

第7条 怪我や事故、損害等を回避するために以下の点ご注意ください。

1. 本施設における各種活動の中には、怪我、体調の急変及びそれに付随する重篤な体調不良又は疾病の発生、用具の破損、床濡れによる転倒等、各種人的、物的事故又はそれらの危険を伴うメニュー、状況があることをご認識ください。また、体調に不安のある方、服薬・通院されている方は、ご自身で医師に相談・判断の上、自己責任において本クラブをご利用ください。
2. ご自身の体調や状況を踏まえて、ご自身や他の施設利用者の怪我、事故等を回避するように心掛けてください。



3. 本クラブのスタッフやインストラクター等から怪我、事故等の回避のための指示、要請を受けた場合はそれに従ってください。
4. 会員が本クラブの施設を利用する際に生じた怪我、事故等に対して、本クラブは本クラブに故意または過失がある場合を除き、何らの賠償責任を負わないものとします。また、施設利用者同士の行為によって怪我、事故等が生じたときは、当事者の責任と費用においてこれを解決するものとします。
5. 怪我や事故等の被害に合った場合、会員自身が損害（怪我の治療費や休業損害、後遺症等を含む）を負担する可能性があることを認識していただき、必要に応じて自己の責任と負担で傷害保険に加入するなど、怪我、事故等について補償を受けられる措置を取ってください。本クラブは、会員が傷害保険に加入していないことに伴う一切の不利益について責任を負うものではありません。

安心スポーツクラブ ジェイ・スクエア規約<利用規約>の内容について説明を受けました。  
私は、本利用規約の内容を理解し同意した上で、会員登録をします。

令和 年 月 日

署名 \_\_\_\_\_



**安心スポーツクラブ ジェイ・スクエア規約**  
**<会員規約>**

**第1条 (名称)**

本クラブは、「安心スポーツクラブ ジェイ・スクエア」(以下、本クラブ)と称します。

**第2条 (運営主体)**

本クラブはドルフィン株式会社(岐阜市大蔵台 10-28 以下、当社)が管理運営の主体となります。

**第3条 (目的)**

本クラブは、会員の基礎体力の維持・向上、健康維持増進に努めることを目的とします。

**第4条 (会員資格等)**

会員は、本クラブの目的に賛同し、本契約を承諾する方及び団体とし、会員の本クラブの利用は医師から運動を禁じられていない方とします。但しクラブが特別に認めた場合はこの限りではありません。尚、18歳未満の方は親権者の同意が必要となります。

**第5条 (入会手続)**

本クラブの入会の際は、所定の入会申込用紙等に必要事項を明記の上、会費等を添えて手続きをしていただきます。

**第6条 (再入会手続)**

本クラブの再入会の際は、所定の入会申込用紙等に必要事項を明記の上、会費等を添えて手続きをしていただきます。

**第7条 (諸手続)**

会員は会員種類の変更等の際は、所定の方法で手続きを完了しなければなりません。また、会員が入会申込時に記載した内容に変更があった場合(住所変更等)も速やかに変更手続きを完了しなければなりません。この場合、変更届けの効力は当社の変更事務処理終了により、生じるものとします。

**第8条 (入会事務手数料・会費)**

1. 本クラブが定める所定の方法で入会事務手数料・会費等を納めていただきます。
2. 会費の引落としに関しては、口座の不備、残高不足により引落としが出来なかった場合、未納分は本クラブが定める所定の方法で納めていただきます。その際、手数料を納めていただきます。
3. 会員は施設利用の有無に関わらず、退会するまでは指定の会費を支払わなくてはなりません。
4. 一度納められた入会事務手数料・会費等は原則返金致しません。



#### 第9条 (会員証)

1. 本クラブの会員の証として、個人会員に対して会員証を発行します。
2. 本クラブを利用する際は、必ず会員証を掲示していただきます。
3. 会員証は、本人のみの利用となり会員は第三者に譲渡・貸与その他の担保権設定をすることは出来ません。
4. 会員証を紛失した場合は速やかに本クラブへ申告し、再発行手続きをしていただきます。その際、会員証発行料として770円(税込)を納めていただきます。

#### 第10条 (退会手続)

会員は、本クラブを退会する際は、会員証を持参の上所定の退会届を本クラブが定めた締切日までに提出しなければなりません。また、届書の提出期日は退会を希望する月の10日迄となります。(例：7月末退会を希望される場合、7月10日が提出期日となります。尚、10日が施設休館日の場合、休館日前最終営業日が締切日となります。)

#### 第11条 (休会手続)

会員は、本クラブを休会する際は、会員証を持参の上所定の休会届を本クラブが定めた締切日までに提出しなければなりません。また、届書の提出期日は休会を希望される月の前月10日迄となります。(例：7月を休会される場合、6月10日が提出期日となります。尚、10日が施設休館日の場合、休館日前最終営業日が締切日となります。)休会は最長で3ヵ月となり、4ヵ月からは自動的に復帰となります。休会を延長される場合は再度届書の提出が必要となります。休会中は休会費として月々、1,100円(税込)を口座より納めていただきます。休会中は施設をご利用いただけません。

#### 第12条 (クラス変更手続)

会員がクラスを変更する場合は、会員証を持参の上所定の変更届を本クラブが定めた締切日までに提出しなければなりません。また、届書の提出期日は変更を希望される月の前月10日までとなります。(例：7月から変更される場合、6月10日が提出期日となります。尚、10日が施設休館日の場合、休館日前最終営業日が締切日となります。)その際、変更手数料として550円(税込)を納めていただきます。

#### 第13条 (禁止行為)

会員は以下に該当する行為をしてはならないものとします。万一当該行為があった場合は、本クラブは会員に対し、当該行為の中止、本クラブの施設の設備の一部または全部の利用の中止、本施設からの退去等を求めることができるものとします。

1. 本クラブの施設利用者、本クラブのスタッフ、インストラクター等を誹謗・中傷する行為
2. 本クラブの施設利用者または本クラブのスタッフ、インストラクター等に対する以下の迷惑行為
  - (ア)殴打、身体を強く押す、強く掴む等の暴力行為
  - (イ)物を投げる、壊す、叩く等の危険行為
  - (ウ)奇声をあげる、大声で怒鳴る、行く手を阻む等の威嚇行為
  - (エ)待ち伏せ、尾行、個人的交友の強要等のストーカー行為



- (オ)正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で拘束する行為
3. 本クラブの施設内または本クラブの施設周辺において、盗撮、盗聴、痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令または公序良俗に反する行為
  4. 本クラブの施設等を故意に長時間独占する行為
  5. 本クラブの施設等を破壊、損傷、乱暴に扱う等の行為
  6. 本クラブの器具、その他の備品の持ち出し行為
  7. 本クラブの許可なしにインターネット上で本クラブを誹謗中傷する情報を公開する行為
  8. 所定の場所以外での飲食
  9. 施設敷地内での喫煙
  10. 酒気を帯びてのトレーニング
  11. 外傷、皮膚疾患、伝染病を有する方のご利用
  12. 反社会的勢力（暴力団、暴力団関係企業、政治活動標ぼうゴロ及び組織的犯罪集団等並びにこれらの構成員等の反社会的勢力等を指す）のご利用
  13. 危険物及びペットの持ち込み
  14. 賭博行為、勧誘、セールス行為、及びそれに類する行為で、他の施設利用者に迷惑を及ぼす行為
  15. 施設内での利用者間における物品の譲渡行為
  16. 無許可の写真・ビデオ撮影、録音等
  17. 無許可のアンケート協力等の依頼行為
  18. 施設内に落書きや造作をする行為
  19. 器具を床に落とすなど、故意に音を立てるまたは振動を与える行為
  20. その他営業妨害とみなされる行為

#### 第14条（除名処分）

1. 会員に前条各号のいずれかの行為があったときは、当社は当該会員を除名処分することができるものとします。
2. 除名処分は、会員に対する口頭又は書面による通知によって行うものとし、口頭で行った場合は後日これを確認する書面を送付するものとします。
3. 除名処分の効力は、前項の通知が会員に到達した時点で生じるものとします。ただし、会員が正しい連絡先を本クラブに申告していない等の理由により、当該通知が会員に到達しないときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
4. 会員が除名処分を受けたときは、本クラブと当該会員との会員契約は除名処分と同時に終了します。

#### 第15条（会員資格の喪失）

会員が次のうちのいずれかに該当する場合、会員資格を喪失します。

1. 会費を3ヶ月以上未納の方（会費を3ヶ月滞納した場合は強制退会扱いとさせていただきます。但し、滞納分については未払い料金と判断しご請求させていただきます）。尚、強制退会となった方の再入会はお断り致します。



2. 会員が退会された場合。
3. 会員が除名された場合。
4. 会員規約・利用規約その他本クラブの諸規則に違反し、注意や警告をするのに収まらない方。
5. 入会に際して虚偽の申告をした方。
6. 死亡したとき（法人会員の場合、解散または破産の申立てを行ったとき）。
7. 反社会的勢力（暴力団、暴力団関係企業、政治活動標ぼうゴロ及び組織的犯罪集団等並びにこれらの構成員等の反社会的勢力等を指す）と親密な関係にある方。
8. その他本クラブの目的にふさわしくない行為をされた方。

#### 第16条（損害賠償）

1. 本クラブの施設利用に際して本人又は第三者に生じた人的、物的事故について本クラブは一切の責を負いません。
2. 会員が本クラブの施設利用に際して第三者に損害を与えた場合、会員が速やかにその賠償の責に応じるものとします。但し、事故または損害を与えた原因が明らかに本クラブの過失または器具等の不具合による場合はこの限りではありません。

#### 第17条（盗難）

会員が本クラブの利用に際して生じた盗難については、本クラブは一切損害賠償を負いません。

#### 第18条（紛失・忘れ物）

1. 会員が本クラブの利用に際して生じた紛失については、本クラブは一切損害賠償の責を負いません。
2. 忘れ物については一定期間(2ヶ月間)保管した後、処分させていただきます。

#### 第19条（休館日）

本クラブの休館日は毎週木曜日・月末最終日・年末年始、その他施設の法定点検・修繕等止むを得ない場合とします。GW・お盆等の期間は、時短営業となります。

#### 第20条（施設・設備・サービスの廃止と利用制限）

1. 天変地異・法令の制定改廃・行政指導・社会情勢の著しい変化・その他止むを得ない事由が発生した場合、本クラブは施設・設備・サービスの全部もしくは一部を廃止し、又はその利用を制限する事が出来ます。
2. 施設・設備の改造・改築・設備等を行う場合又は経営上必要があると認められた場合、本クラブは施設・設備の全部もしくは一部を廃止し、その利用やサービス提供を制限する事が出来ます。その告知は本クラブホームページを含む SNS（ソーシャルメディアネットワーク）、書面、又は各施設内の掲示等により行います。
3. 各施設は、前第1～2項の他、施設の管理上やむを得ない場合には、予め告知の上休業する事があります。この告知は原則として本クラブホームページを含む SNS、書面、または施設内の掲示等により行いますが、やむを得ない事情による臨時休館日については、この限りではありません。



4. 前第1～3項の場合、会員は本クラブに対して損害賠償等一切の請求を出来ないものとします。

※ 本規約は令和6年7月1日より適用するものとします。

安心スポーツクラブ ジェイ・スクエア規約<会員規約>の内容について説明を受けました。  
私は、本会員規約の内容を理解し同意した上で、会員登録をします。

令和 年 月 日

署 名 \_\_\_\_\_